

平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告する。

1) 健全化判断比率

(単位：%)

| 指標名 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
| 神恵内村の数値 | — | — | 9.9 | — |
| 早期健全化基準 | 15.0 | 20.0 | 25.0 | 350.0 |
| 財政再生基準 | 20.0 | 30.0 | 35.0 | |

【実質赤字比率】

一般会計の赤字額が財政規模に対して占める割合を指標化したものです。

赤字額がないため「—」で表記されています。

【連結実質赤字比率】

一般会計の他、特別会計を含む全会計の赤字額が財政規模に対して占める割合を指標化したものです。

赤字額がないため「—」で表記されています。

【実質公債費比率】

地方債（借入金）の返済額が財政規模に対して占める割合を指標化したものです。3カ年分を平均したものです。

前年度（12.1%）から2.2ポイント改善されました。

【将来負担比率】

将来支払っていく債務の残高が財政規模に対して占める割合を指標化したものです。

基金等の充当可能財源が将来負担額を上回っているため「—」で表記されています。

2) 資金不足比率

(単位：%)

| 特別会計名 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|----------|--------|---------|
| 簡易水道特別会計 | — | 20.0 |

公営企業（簡易水道会計）の資金不足額が財政規模に対して占める割合を指標化したものです。

資金不足が無いので「—」で表記されています。